

「住宅省エネリフォーム補助金」

※エアコンの補助は環境衛生課が行っています

電気、燃料費の高騰に伴う市民生活の経済的な負担を軽減するとともに、市内建築関連産業の活性化を図るため、住宅本体の省エネに特化したリフォーム工事に対して補助します。
この補助金は、国の「重点支援地方交付金」を活用しています。

■申請できる人

- ・市内に居住し、住民基本台帳に登録されている人
(定住を目的として空き住宅等をリフォームする個人(市外の方を含む)で、補助金実績報告兼請求書を提出するまでに空き住宅等に住民票を異動する人も可)
- ・市税を完納している人

■対象となる住宅

- ・自らが居住する専用住宅または併用住宅
- ・必要な箇所に住宅用火災警報器が既に設置されている住宅
※ 令和5、6、7年度に市が実施した『住宅省エネリフォーム補助金』又は『十日町市省エネ家電等買換推進補助金』の交付を受けた住宅・人は申請できません

■対象となる工事

省エネリフォーム工事で、10万円(消費税込)以上のもの

- ※ 省エネ化とならないリフォーム工事、付属建物(車庫等)や外構の工事、家電製品等は対象外
- ※ 国・市等が実施する他の補助制度を利用する対象工事は、本補助金の利用はできません

→ 裏面「補助対象工事の例」をご確認ください

■補助の条件

- ・市内に本社がある法人、または、市内に住所がある個人事業主と契約し施工すること
- ・令和9年2月26日(金)までに工事を完了し「実績報告書兼請求書」を提出すること
- ・「適合通知書」が交付された後に着工すること

■補助率 対象工事費(消費税込)の **20%**

■補助上限額 **10万円**(千円未満切り捨て)

※ 申請が多数の場合は、予算の範囲内で減額調整することがありますのでご了承ください。

■申請受付期間 令和8年 **4月1日(水) ~ 6月30日(火)**

■申請方法 「窓口申請」のほか「郵送による申請」も可能です

(書類に不備があった場合は受付できません。ゆとりをもってご提出ください。)

① **窓口**で申請する場合

十日町市役所「本庁舎(3F) 都市計画課 建築住宅係」へ提出

② **郵送**により申請する場合(申請受付期間内の消印有効)

[あて先] 〒948-8501 十日町市千歳町3丁目3番地

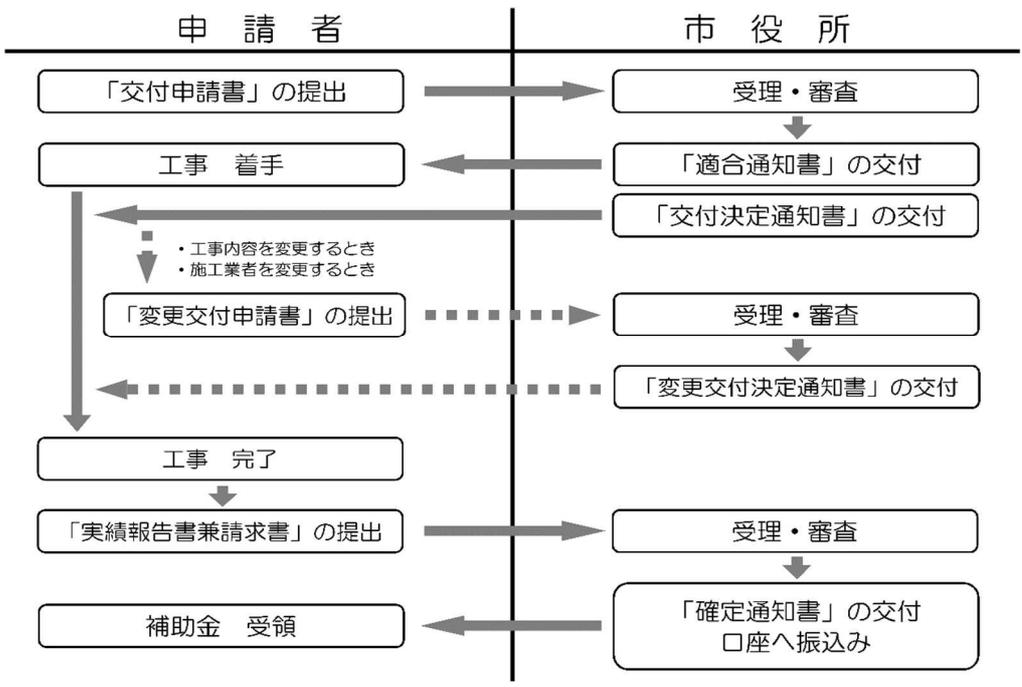
十日町市役所 都市計画課 建築住宅係 行

■問い合わせ先

十日町市役所 都市計画課 建築住宅係

☎025-757-9935 (直通)

手続きの流れ



提出書類

申請 するとき	変更・中止 するとき	完了 したとき
申請期間：4/1 ～ 6/30	変更時 速やかに	提出期限：令和9年2月26日
<ul style="list-style-type: none"> 補助金交付申請書 補助事業内容説明書 (別紙：様式第2号) 市税納税証明書 (納税証明請求書(様式第50号の2)に市税務課で証明印を受けたもの) 見積書の写し 省エネ工事が確認できる明細としてください 着手前の写真 工事完了時に提出する工事完了写真と比較できるように撮影してください 住宅設備工事をする方のみ 使用する製品のカタログの写し 省エネ性能が分かる部分を抜粋してください 当該対象住宅に工事完了後に転居する方のみ 誓約書 	<p>＜変更する場合＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 補助対象工事の内容を変更するとき 施工業者を変更するとき 補助金変更交付申請書 変更後の見積書の写し 変更する工事箇所の写真<着手前> 住宅設備工事をする方のみ 変更後に使用する製品のカタログの写し <p>＜中止する場合＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 中止届 	<ul style="list-style-type: none"> 補助金実績報告書兼請求書 請求書または契約書の写し 領収書の写し 完了後の写真 申請時に提出した着手前の写真と比較できるように撮影してください 通帳(表紙の裏面)のコピー 外装・内装工事をした方のみ 工事中的写真 使用した材料が確認できる工事写真 補助対象工事に変更が生じた場合のみ 変更後の見積書の写し 当該対象住宅に工事完了後に転居した方のみ 異動後の住民票

※ 提出書類に不備・不足がある場合は受付できませんので、提出日時にゆとりをもって、ご提出ください

※ 書類提出の際には、「提出書類チェックリスト」をご活用ください